

# 自動車単体騒音規制値

自動車の種別			定常走行騒音			排気騒音		近接排気騒音		加速走行騒音						
			規 制 年			規 制 年		規 制 年								
			昭和26年規制	46年規制	平成10～13年規制	昭和26年規制	46年規制	61～元年規制	平成10～13年規制	46年規制	51・52年規制	54年規制	57～62年規制	平成10～13年規制	平成26年規制	
														車両区分		
大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	全輪駆動車、トラクタ及びクレーン車	80 (84.0)	83 [平成13年] <<△1.0>>	80	107	[平成13年]	92	89	86	83	[61年]	82 [平成13年] <<△1>>			
		トラック		[平成13年]			[平成13年]					[60年]	[平成13年]			
		バス		82 [平成10年] <<△2.0>>			[元年]					[平成10年]	[59年]			81 [平成10年] <<△2>>
中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	全輪駆動車	78.0 (82.0)	80 [平成13年] <<△2.0>>	78	105	[平成13年]	89	87	86	83	[61年]	81 [平成13年] <<△2>>			
		トラック		79 [平成13年] <<△3.0>> [平成12年]			[平成13年]					[51年]	[58年]			80 [平成13年] <<△3>> [平成12年]
		バス														
小型車	車両総重量が3.5トン以下のもの	軽自動車以外	74 (78.0)	[平成12年]	74	103	[平成12年]	85	83	81	78	[平成12年]	全輪駆動車 [60年]	[平成12年]		
		1.7t <GVW		[平成11年]			[平成11年]					[平成11年]	[平成11年]			
		GVW ≤ 1.7t		[平成12年]			[平成12年]					[平成12年]	[平成12年]			
軽自動車	キャブオーバー	[平成12年]	[元年]	[平成12年]	[52年]	トラック・バス [59年]	76 [平成12年] <<△2>> [平成11年]									
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	乗車定員6人超	70 (74.0)	[平成11年]	70	103	[平成11年]	84	82	81	78	[平成11年]	76 [平成10年] <<△2>>			
乗車定員6人以下	[平成10年] <<△2.0>>	[平成10年]		[52年]			[57年]									
二輪自動車	二輪の小型自動車(総排気量0.250ℓを超えるもの)及び二輪の軽自動車(総排気量0.125ℓを超え、0.250ℓ以下のもの)	小型	(78.1)	72 [平成13年] <<△6.1>>	74	99	[平成13年]	86	83	78	75	[62年]	[平成13年]	PMRが50を超えるもの(クラス3)	77	
		軽	(75.1)	71 [平成10年] <<△4.1>>			[61年]					[51年]	[60年]	[平成10年] <<△2>>	PMRが25を超える、50以下のもの(クラス2)	74
原動機付自転車	第二種原動機付自転車(総排気量0.050ℓを超え、0.125ℓ以下のもの)及び第一種原動機付自転車(総排気量0.050ℓ以下のもの)	第二種	(71.1)	68 [平成13年] <<△3.1>>	70	95	[平成13年]	82	79	75	72	[61年]	[平成13年]	PMRが25以下のもの(クラス1)	73	
		第一種	(69.6)	65 [平成10年] <<△4.6>>			[61年]					[51年]	[59年]			[平成10年] <<△1>>
使用過程車	全車		85	85	85	85	85	新車と同一	85	85	新車と同一					

(注) 1. 定常走行騒音の46年規制の欄中( )内の数値は、測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。  
 2. [ ]内は、規制年を示す。  
 3. 平成10～13年規制の<< >>内は、定常走行騒音にあっては旧規制値の換算値からの削減量、近接排気騒音及び加速走行騒音にあっては旧規制値からの削減量を示す。  
 4. ( )内は、リヤエンジン車を示す。  
 5. 元年規制以前については、「150キロワット」を「200馬力」と読み替える。  
 6. 近接排気騒音規制は、排気騒音規制に替えて導入された。  
 7. 近接排気騒音の規制値の欄中、使用過程車についての「新車と同一」とは、車種ごとに新車時に適用された数値と同じ数値が、その車が使用過程に入った段階においても適用されることを示す。  
 8. 平成26年規制のPMR(Power to Mass Ratio)の算出方法は、PMR=最高出力(kW)/(車両重量(kg)+75kg)×1000。